

# 第1回選挙管理委員会 会次第

令和8年4月8日(水)  
午後4時00分～

## 1. 付議事項について

### (1) 前職務代理者の退職について（専決処分報告）

令和8年3月31日付けで中崎新一郎前職務代理者が本選挙管理委員会を退職されることから、同日付けで市選挙管理委員会規則第7条の規定により、告示するものです。

なお、退職日（3月31日）までに委員会を開催する暇（いとま）がなかったため、3月26日（木）に馬場委員長の専決処分により決裁し、31日に告示いたしましたので、報告します。

### (2) 選挙管理委員会委員の欠員補充について（専決処分報告）

選挙管理委員会委員に欠員が生じたことから、地方自治法第182条第3項に基づき、委員長が令和8年4月1日付けで笹川理子氏（補充員第2位）を委員として補充するとともに、市選挙管理委員会規則第7条の規定により、告示するものです。

なお、異動日である4月1日に委員会を開催する暇（いとま）がなかったため、4月1日に馬場委員長の専決処分により決裁し、同日告示しましたので、報告します。

### (3) 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について（報告）

委員長職務代理者については、地方自治法第187条第3項において「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。」と規定されており、また、市選挙管理委員会規則第4条第1項において「委員長は委員会の同意を得て、委員長の職務を代理する委員をあらかじめ定めて置かなければならない。」と規定されていることから、令和8年4月1日におきまして、委員ご同意のうえ、馬場委員長が笹川委員を職務代理者に指定されましたので、報告します

### (4) 選挙管理委員会委員の異動に関する市議会議長への通知について（専決処分報告）

今回の選挙管理委員会委員の異動について、鹿児島市選挙管理委員会規則第8条の規定により、鹿児島市議会議長へ通知するものです。

なお、異動日である4月1日に委員会を開催する暇（いとま）がなかったため、4月1日に馬場委員長の専決処分により決裁し、同日通知しましたので、報告します。

(5) 選挙管理委員会委員の異動に関する県選挙管理委員会への報告について（専決処分報告）

今回の選挙管理委員会委員の異動について、県選挙管理委員会へ報告するものです。

なお、異動日である4月1日に委員会を開催する暇（いとま）がなかったため、4月1日に馬場委員長の専決処分により決裁し、同日報告しましたので、報告します。

(6) 公職選挙法第28条第2号及び第3号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

① 第2号（本市を転出後、4箇月を経過した者）

|        |   |
|--------|---|
| 抹消対象者  | 令和7年11月1日から令和7年11月30日までの表示者（転出者）        |
| 抹消対象期間 | 令和8年3月2日から令和8年4月1日まで                    |
| 抹消対象者数 | <u>男312人</u> <u>女293人</u> <u>合計605人</u> |

② 第3号（在外選挙人名簿への登録の移転）

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 抹消対象者  | 令和8年3月2日から令和8年4月8日までに資格を有し、登録の移転をする者 |
| 抹消対象期間 | 令和8年3月2日から令和8年4月8日まで                 |
| 抹消対象者数 | <u>男0人</u> <u>女1人</u> <u>合計1人</u>    |

(7) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿への登録及び同法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者について

公職選挙法第30条の5第1項の規定により、国外転出後に在外選挙人名簿への移転登録申請を行った者1人（オーストラリア（女1））及び同法第30条の5第4項の規定による国外転出時に在外選挙人名簿への移転登録の申請を行った者1人（タイ（女1））を同法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿へ登録します。

また、同法第30条の11の規定により、国内の市町村において住民票が新たに作成されてから4か月を経過した者1人（アメリカ（男1））を在外選挙人名簿から抹消します。

|          |            |
|----------|------------|
| 前回までの登録者 | 267人       |
| 今回の新規登録者 | 2人         |
| 今回の抹消者   | <u>△1人</u> |
| 登録者総数    | 268人       |

(8) その他

① 経済センサス活動調査に関する従事許可について

令和8年経済センサス活動調査に関し、当該調査の調査員として選挙管理委員会事務局職員1名が従事することから、本市総務部総務課長から依頼のありました営利企業等従事許可願に対し、許可するものです。

(対象者)

管理啓発係 中村 卓亮 (なかむら たかあき)

② 令和8年第1回定例会における本会議質疑(個人質疑)について

別紙のとおり

③ 令和8年4月1日付選挙管理委員会事務局職員の人事異動について

(転出者)

|          |             |             |
|----------|-------------|-------------|
| 選管事務局次長  | 岡元 一秀 (57歳) | → 伊敷支所長     |
| 管理啓発係専門員 | 平田 誠 (53歳)  | → こども福祉課専門員 |
| 選挙係主任    | 久永 賢一 (32歳) | → 保護第一課主任   |

(転入者)

|         |             |            |
|---------|-------------|------------|
| 選挙係長    | 亀澤 洋一 (49歳) | ← 指導監査課専門員 |
| 管理啓発係主査 | 竹之内廉士 (40歳) | ← 道路建設課主任  |

(昇格者)

|                  |             |             |
|------------------|-------------|-------------|
| 選管事務局次長          | 山之上淳一 (53歳) | ← <u>主幹</u> |
| 管理啓発係 <u>専門員</u> | 鎌迫 千秋 (52歳) | ← <u>主査</u> |